

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年3月6日答申分

○答申の概要

| | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 0件 |
| 国民年金関係 | 0件 |
| 厚生年金保険関係 | 0件 |

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300298号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300094号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成30年7月6日は100万円、令和元年7月5日は150万円に訂正することが必要である。

平成30年7月6日及び令和元年7月5日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年7月6日及び令和元年7月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和41年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成30年7月6日

② 令和元年7月5日

請求期間①及び②に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成30年7月6日及び令和元年7月5日に係る賞与控除額のお知らせ、平成30年分及び令和1年分給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿並びに総勘定元帳により、請求者は、同社から請求期間①は100万円、請求期間②は150万円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は100万円、請求期間②は200万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は9万1,500円、請求期間②は13万7,250円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者(請求者)が、事業主が請求者に係る厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本及びオン

ライン記録によると、請求者は、請求期間①及び②において代表取締役であり、同社の事業主であることが確認できる。

しかしながら、A社の先代の事業主の妻である経理事務担当者（以下「経理事務担当者」という。）は、請求者は、給与計算事務及び経理事務に関与しておらず、社会保険の届出は全て社会保険労務士に任せていた旨陳述している。

また、A社の社会保険事務の委託先である社会保険労務士法人の担当者は、当事務所内のチェックが甘く、請求期間①及び②に係る賞与支払届の提出を失念した旨回答している。

さらに、上述の経理事務担当者は、会計処理は、先代から税理士に任せており、請求者に代替わりした後も、同じ税理士に一任していたことから、請求者は請求期間の社会保険料が未納になっていることを知らなかった旨陳述している。

加えて、A社の委託先である税理士事務所の担当者は、事務所内の従業員の出入りもあり、細かいところまでチェックができていなかったため、決算時において請求期間に係る社会保険料を納付していないことに気づくことができなかつた旨陳述している。

また、年金事務所の回答によると、A社は社会保険料の滞納もなく、これまでの事業所調査においても特に指摘事項がなかったことが確認できる。

これらのことから、請求者の請求期間①及び②に係る賞与については、意図的に届出が行われなかったものではないと考えられ、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しないものと判断される。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。